

第3回軽米町議会定例会

令和元年 9月 2日(月)

午前10時00分 開会

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意案第1号 教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 4 同意案第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 1号 軽米町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3号 へき地保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4号 軽米町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5号 軽米町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 6号 軽米町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 7号 平成30年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 8号 平成30年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第 9号 平成30年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第10号 平成30年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第11号 平成30年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第12号 平成30年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
- 日程第17 議案第13号 令和元年度軽米町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第14号 令和元年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢	一	君	
総務課	総括課長	吉岡		靖	君	
会計管理者兼税務会計課	総括課長	小笠原		亨	君	
町民生活課	総括課長	川島	康	夫	君	
健康福祉課	総括課長	坂下	浩	志	君	
産業振興課	総括課長	小林		浩	君	
地域整備課	総括課長	戸田沢	光	彦	君	
再生可能エネルギー推進室	長	福田	浩	司	君	
水道事業所	長	戸田沢	光	彦	君	
教育委員会	教育長	菅波	俊	美	君	
教育委員会事務局	総括次長	堀	米	豊	樹	君
選挙管理委員会	事務局長	吉岡		靖	君	
農業委員会	会長	山田	一	夫	君	
農業委員会事務局	長	小林		浩	君	
監査委員	員	竹下	光	雄	君	
監査委員会事務局	長	小林	千	鶴	子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千	鶴	子	君
議会事務局	主任	川島	幸	徳	君	
議会事務局	主事補	小野家	佳	祐	君	

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。

それでは、ただいまから第3回軽米町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から同意案2件、議案14件及び各課の事務報告書の提出がありました。

同じく町長から8月23日付で地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく平成30年度軽米町健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定に基づく平成30年度軽米町資金不足比率についての報告がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、中村正志君、西舘徳松君、上山誠君、江刺家静子君、山本幸男君、大村税君、茶屋隆君、細谷地多門君の8名であります。いずれも印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、令和元年5月分から7月分までに關する現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布してございます。

また、教育委員会から8月23日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく軽米町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありました。

閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しをお手元に配布してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、8月26日午後2時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より9月13日までの12日間とし、同意案2件については本日、本会議場において審議、採決することとし、議案第1号から議案第14号までの議案14件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

次に、管外から郵送により陳情書1件の提出がありましたので、資料としてお手元に配布してございます。

また、本日までに受理した請願書は、お手元に配布した請願書のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配布してございますので、朗読を省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎政務報告

○議長（松浦満雄君） 町長から政務報告の申し出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに、令和元年9月定例町議会が開催されるに当たり、主な政務についてご報告を申し上げます。

初めに、再生可能エネルギーの取り組みについて申し上げます。平成28年から工事に着手しておりました山内地区のメガソーラー施設「軽米西ソーラー」につきましては、本年7月1日から売電を開始しており、お盆明けの8月23日に工事の完了に伴う竣工式が行われたところでございます。同じく山内地区の「軽米東ソーラー」と米田地区の「軽米・尊坊太陽光発電所」につきましても工事が順調に進捗しております。

高家地区のメガソーラー施設につきましては、岩手県より林地開発に係る設備整備計画の同意をいただき、8月下旬に発電事業所に対する設備整備計画の認定を行っており、現在本格着工に向けた各種準備が進められているところであります。

折爪岳北エリアの風力発電につきましても、本年6月に林地開発許可を受け、令和2年11月の売電開始を目指して工事が進められています。

また、民田山地区への大規模養鶏団地の誘致につきましては、施設用地の取得が完了し、林地開発許可申請にかかわる現地測量調査の準備が進められているところであります。

火葬場整備事業について申し上げます。火葬場整備事業につきましては、6月24日には造成工事が完了し、建物の建築工事と電気設備、機械設備工事に着手しており、3月中旬の工事完了に向け順調に進んでおります。新しい火葬場の名称や使用料金等を検討いただくため、火葬場名称等検討委員会を設置することとし、報償費等の所要額を本定例会に予算計上しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、現火葬場を使用しながらの工事ではありますが、これまでに事故や苦情等は特になく、今後におきましてもご遺族や会葬者への安全、心情に配慮しながら工事を進めてまいります。

また、社会福祉法人軽米町社会福祉協議会が進めております特別養護老人ホームいちい荘の整備事業につきましても建築工事が順調に進められており、今後も同協議会と町の職員で構成する特別養護老人ホームいちい荘整備事業推進部会を中心に事業の進捗管理を行ってまいります。

消費税率の改正に伴うプレミアム付商品券事業について申し上げます。本年10月1日の消費税率の改正に合わせ、家計の負担緩和や地域の消費下支えを目的に行われるプレミアム付商品券事業につきましては、8月下旬に所得要件による対象世帯にお知らせ、申請書を発送しており、8月末現在で約150名の方から申請をいただいております。今後子育て世代の皆様にも順次購入引きかえ券を発送することとしております。本事業は、期間が限定されていることから、今後におきましても迅速、丁寧に対応してまいります。

また、10月以降幼児教育、保育の無償化が実施されることになっており、関係条例の改正にかかわる議案を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、移住、定住推進事業について申し上げます。軽米町商工会への委託事業とした地域力創造推進事業につきましては、8月から専門員1名を配置し事業を開始したほか、県と連携した首都圏居住者の移住希望潜在層の掘り起こしを目的としたいわて定住・交流体験ツアー事業が今月14日から3日間にわたり二戸管内で行われるとともに、10月下旬と12月上旬には東京都内を会場とした移住・定住のPRイベントを開催する予定となっております。それらの機会も有効に活用してまいります。

次に、福祉事業について申し上げます。高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう住民がともに支え合う地域包括ケアシステムにつきましては、小学校区を単位とする3地区で支え合い地域づくり講演会を開催したほか、地区ごとに座談会を重ね、高齢者等を支援する担い手の発掘、育成に取り組んでいるところであります。

次に、保健事業について申し上げます。生活習慣病予防につきましては、5月から6月にかけて実施した特定健診、がん検診受診後の健康管理として、各地区公民館等において健診結果の説明会を開催し、生活習慣改善のための健康相談を実施したところでございます。健診の未受診者に対しましては、11月の追加健診に向けて受診勧奨を行い、受診率の向上に努めてまいります。今年度から実施することとなっている風疹の追加的対策につきましては、国から示されているとおり、該当年齢の男性に対し、風疹抗体検査と予防接種を無料で実施できるようクーポン券を発行し、周知を行っているところでございます。

また、母子保健につきましても、公費負担の妊婦健診に出産予定日を過ぎた場合の2回分の健診を追加し、合わせて16回分の公費負担とするとともに、産婦の

1 カ月健診に加え、必要な産婦への2週間目健診を追加するなど、事業の充実に努めているところであります。

次に、農林振興事業について申し上げます。水稻を初めとする農作物全般の生育状況につきましては、7月中旬まで気温が低く、日照時間が少ない日が続いたことから、防災無線により注意喚起を行ったところでありますが、7月下旬より天候に恵まれたことなどから、全体としておおむね順調に推移しております。

新規就農支援につきましては、これまで夫婦4組を含む14名が経営開始型の農業次世代人材投資事業を活用しております。また、本年度から創設した軽米町親元就農給付金制度につきましては、広報への掲載や親元就農予定者への事業概要書を送付するなど、事業のPRを図っているところであります。

今後も本事業の推進を図るとともに、地区及び関係機関から情報提供いただきながら新規就農者を発掘し、経営開始に向けた取り組みを支援してまいります。

子牛市場の状況につきましては、軽米町産子牛の4月から7月の平均価格が税抜き69万3,000円となっており、昨年と同時期と比較し、ほぼ同額で取引されている状況であります。

林業振興につきましては、6月21日にハートフルスポーツランドを会場にパークゴルフ協会とグラウンド・ゴルフ協会、一般ボランティアの方々のご協力のもと、第36回グリーンデーを開催し、ツツジ40本の植樹を行い、次世代に引き継ぐ緑豊かな郷土づくりの推進が図られたものと考えております。

観光事業について申し上げます。軽米町商工会が主体となり、実行委員会を組織して町中心街で実施したかるまい夏祭りは、8月2日からの七夕飾りを皮切りに8月3日には、大町、仲町、荒町地区の商店会イベントや商工会青年部によるフリーマーケット、花火大会が、最終日の8月4日には、町中心街を会場に町内5団体と近隣市町村の9団体の合わせて14団体、430名の踊り手が特色あるナニヤドヤラ流し踊りを披露し、詰めかけた観客を魅了したところであります。

また、夏祭り期間中の8月3日に開催した体験型イベントのハイキューフォトロケーションには、海外を初めとした県内外の約70名の方々から参加いただき、聖地軽米の散策や多くの町民との交流が図られたところであります。

今後も商工会、関係団体等との連携を図りながら、にぎやかで活力のある町づくりに努めてまいります。

次に、町道整備事業について申し上げます。町道みそころばし竹谷袋線、町道参勤街道線及びかるまい交流駅（仮称）整備事業との関連事業である町道大町下新町線の3路線は、工事発注済みとなっており、町道赤石峠小玉川線と町道蛇口蜂ヶ塚線、今年度完成予定の町道軽米高家線につきましても工事発注の準備を進めているところであります。

道路施設、河川の維持管理につきましても、13カ所は既に修繕が完了しており、残工事についても早期完了に向け、適正な管理に努めてまいります。

町営住宅等住環境整備事業について申し上げます。町営住宅建替え事業につきましては、設計監理委託業務が契約済みとなっており、建築確認の手続が整い次第、戸建て住宅5棟、長屋住宅1棟の建設工事を発注する予定であります。また、住宅リフォーム奨励事業は、4件の申し込みとなっており、引き続き住環境の整備支援を図ってまいります。

公共下水道事業について申し上げます。今年度予定の工事のうち舗装復旧工事が発注済みとなっており、残る向川原地区の管路施設工事は、工事発注に向け準備を進めております。供用開始区域における普及促進とともに、下水道整備区域外の浄化槽設置整備事業の普及に努め、公共用水域などの自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

なお、浄化槽設置整備事業費補助金につきましては、当初の補助見込み数20基については、既に補助金交付決定しており、追加の7基分を今定例会に補正計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

水道事業について申し上げます。老朽管更新事業では、軽米上水・平地区の舗装本復旧工事が完成し、中村地区、谷地渡地区、駒板地区の配水管布設替工事も発注済みとなっております。今後とも安全な水の安定供給を図りながら効率的な事業運営を目指してまいります。

次に、教育関係について申し上げます。町内の各学校におきましては、夏休みを終え、児童生徒たちが元気に登校し、新しい学期の活動を開始しているところでございます。スポーツ関係では、二戸地区中学校総合体育大会において、卓球、バレーボール、ソフトテニス、軟式野球、剣道の5つの部が県大会出場を果たすなど、今までにないすばらしい活躍を見ることができました。また、水泳におきましても、軽米中学校の生徒1名が東北中学校水泳競技大会に出場しております。7月4日には、晴山小学校で達増拓也岩手県知事による岩手遺産出前授業が行われ、平泉を中心とした岩手の世界遺産の価値などを学ぶという貴重な体験を得ております。

夏休み期間中に開催した小学生の夏休み学習会は、2日間、延べ38名の児童が参加し、軽米高校の生徒5名のボランティアの参加もあり、集中した学習が行われておりました。また、中学生のサマー学習会は、3日間で延べ423名と、多くの生徒が参加し、民間講師と学力向上支援員の指導により、充実した学習が行われたところであります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。軽米中学校体育館で開催された東京多摩交響楽団のコンサートは、演奏に加えて町内文化団体との共演や楽しい指揮

体験など、参加や体験の場面もあり、演奏者と来場者が一つになったすばらしい演奏会となりました。

姉妹町の北海道音更町との子ども会リーダー相互訪問研修事業は、ことしで34回目を迎え、両町からそれぞれ15名が参加して、7月29日から8月8日の間、相互に訪問し、民泊などを通じた交流により友情を深めたところでもあります。

今年度の成人式は、8月15日に举行され、中学生ボランティアの司会進行により97名の若者が成人の仲間入りを果たしました。式の中では、成人としての責任や義務、地域活動を初めとする社会貢献などにかかわる講演や記念撮影を行い、新成人の門出を祝ったところでもあります。

以上をもちまして政務報告とさせていただきます。今定例議会には人事同意案2件、条例の一部改正に関する議案6件、一般会計ほか歳入歳出決算の認定に関する議案6件、一般会計ほか補正予算に関する議案2件の合わせて16件の議案を提案させていただきます。議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで政務報告は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において田村せつ君、館坂久人君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より9月13日までの12日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より9月13日までの12日間に決定しました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第3、同意案第1号 教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件に関しましては、菅波俊美君の一身上に関する事件であるので、菅波俊美君の退場を求めます。

(教育長 菅波俊美君退場)

○議長 (松浦満雄君) 同意案第1号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長 (山本賢一君) 同意案第1号は、教育長の任命に関し同意を求めるものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、軽米町大字軽米第4地割13番地9、菅波俊美氏を教育長に任命することについてご同意をいただきたくご提案申し上げるものでございます。

菅波氏は、昭和24年10月28日生まれで、昭和47年3月岩手大学教育学部を卒業され、同年4月から湯田町立湯田中学校に教諭として赴任されております。その後一戸町立奥中山小学校、軽米町立小玉川小学校、晴山小学校の教諭を経て、昭和63年4月から岩手県教育委員会事務局二戸教育事務所指導主事、主任管理主事として務められ、平成10年4月から九戸村立伊保内小学校の校長に就任されました。平成13年4月からは、岩手県教育委員会事務局遠野教育事務所長を務められ、平成16年4月から九戸村立九戸中学校、二戸市立福岡小学校の校長を歴任され、平成22年3月に退職されております。その後、平成22年6月から当町の教育委員となられ、平成23年9月から教育委員長、平成25年3月から教育長として学校統合を初め、教育課題の解決に取り組んでおられます。

菅波氏は、ただいま申し上げましたように、長年にわたり教育に携わり、教育現場、教育行政に精通された方でございます。また、その間の卓越した指導力と高い識見及び高潔な人柄は、誰しもが認めるところであります。

私は、このように幅広い識見を持ち、教育行政に精通した菅波俊美氏を当町の教育長として任命することについてご同意をお願い申し上げます。

本同意案にご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長 (松浦満雄君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長 (松浦満雄君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長 (松浦満雄君) 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第1号 教育長の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦満雄君） それでは、議場の出入り口を閉めました。ただいまの表決権を有する出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により議長において、立会人に大村税君、本田秀一君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 投票箱を点検いたしました。異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しないもの及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。大村税君、本田秀一君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（松浦満雄君） 開票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

有効投票のうち

賛成 11票

以上のとおり賛成が全員です。

よって、同意案第1号 教育長の任命に関し同意を求めることについては原案に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松浦満雄君） 菅波俊美君の入場を許可します。

（教育長 菅波俊美君入場）

◎同意案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第4、同意案第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

同意案第2号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第2号は、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、軽米町大字晴山第15地割8番地、紫葉守氏を教育委員会委員に任命することについてご同意いただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

また、今回の任命は、同法第4条第5項の規定による保護者である者の任命を行うものであります。

紫葉氏は、昭和46年生まれで、平成4年3月に岩手県立農業短期大学校を卒業され、現在は、晴山地区で農業を営んでおられます。紫葉氏は、軽米町農村青年クラブ会長を歴任されたほか、地域では盆踊りを復活させるなど貢献されており、現在は消防の副分団長を務められております。また、これまで晴山小学校のPTA会長などを歴任され、学校運営を初めスポーツ少年団の指導についても力添えをいただいていたところでございます。現在2人のお子さんが在学中ということもあり、学校教育、スポーツの分野に深い理解をお持ちであり、高い識見と高潔な人柄は、誰しものが認めるところであります。

私は、ただいま申し上げましたとおり、教育行政に深い理解と識見を持つ紫葉守氏を当町の教育委員会委員として任命することについてご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦満雄君） 議場の出入り口を閉めました。ただいまの表決権を有する出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により議長において、立会人に細谷地多門君、山本幸男君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 投票箱を点検いたしました。異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しないもの及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長に点呼を命じます。

〔1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。細谷地多門君、山本幸男君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（松浦満雄君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

そのうち有効投票 11 票

有効投票のうち

賛成 11 票

以上のおり賛成が全員です。

よって、同意案第 2 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては原案に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第 1 号から議案第 14 号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第 5、議案第 1 号 軽米町印鑑条例の一部を改正する条例から日程第 18、議案第 14 号 令和元年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）までの 14 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第 1 号 軽米町印鑑条例の一部を改正する条例について、町民生活課総括課長、川島康夫君。

〔町民生活課総括課長 川島康夫君登壇〕

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 議案第 1 号 軽米町印鑑条例の一部を改正する条例の提案理由について説明申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、総務省で定める印鑑登録証明事務処理要領が改正されるため、軽米町印鑑条例の所要の改正をしようとするもので令和元年 11 月 5 日から施行するものでございます。

お手元に配布済みの新旧対照表によりまして主な改正内容をご説明申し上げます。1 ページ、第 2 条第 1 項、第 4 条第 5 項は、印鑑登録証明事務処理要領の改正に合わせた文言の改正でございます。また、同項第 3 号、2 ページ、第 5 条第 2 項、第 13 条第 2 項、3 ページ、第 15 条第 1 項は、住民票に旧氏の記載が追加されたことに伴い、印鑑登録、印鑑証明書に旧氏の記載を加えるものでございます。

1 ページに戻りまして、第 4 条第 5 項第 3 号において磁気ディスクに記録することが明示され、記載と記録が使い分けられることによる文言の改正で同項第 6 号、2 ページから 3 ページ、第 5 条第 3 項、第 15 条においても同様の改正となります。

1 ページ、改正前の条例第 4 条第 5 項第 5 号、2 ページ、第 1 5 条第 3 号の男女の別の記載を印鑑登録、印鑑証明書から削除します。

以上、議案第 1 号について提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第 2 号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、税務会計課総括課長、小笠原亨君。
〔税務会計課総括課長小笠原 亨君登壇〕

- 税務会計課総括課長（小笠原 亨君） 議案第 2 号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 2 号は、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして所要の改正をするものでございます。

改正の内容ですが、省令の条項の整備に準じて町の条例を改正するものであり、課税免除につきましては、東日本大震災復興特別区域法に基づき岩手県が作成した岩手県産業再生復興推進計画の中で復興産業集積区域が当町に設定されており、区域内において計画に定められた事業の用に供する施設または設備を新設し、または増設した事業者に対し、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以降 5 カ年度内に限り、その課税を免除するものでございます。また、特例の適用期限は、令和 3 年 3 月 3 1 日までとなっており、内容につきましては、変更ありません。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第 3 号 へき地保育所設置条例の一部を改正する条例について、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 議案第 3 号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 3 号は、へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

このたびの改正は、へき地保育所設置条例において、へき地保育所の利用料の額は無料とするという第 4 条を加える改正となります。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、10 月 1 日から 3 歳から 5 歳の教育・保育施設等の保育料が無償化されることから、その利用者との均衡を図るため所要の改正をしようとするものでございます。

また、これまでへき地保育所の利用料については、へき地保育所利用料徴収条例で月額が定められていましたが、無料とすることで附則の中でへき地保育所利用料徴収条例は廃止といたしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第4号 軽米町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第4号の提案理由を申し上げます。

議案第4号は、軽米町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例であります。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第11条、基本方針等に基づき、成年被後見人等について欠格条項により資格等を一律に排除するしくみから、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的、実質的に審査し、判断するしくみに移行させることを内容とした成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴うものであります。

新旧対照表をごらん願います。欠格条項が規定されている第4条の2から成年被後見人または被保佐人を規定している第1号を削除し、法令の改正にあわせて字句を修正するとともに、第2号以下を1号ずつ繰り上げ、さらに同条を引用する第4条の3第2項1号を前述の改正にあわせて改正するものであります。

議案第4号についてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第5号 軽米町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

〔教育委員会事務局総括次長 堀米豊樹君登壇〕

- 教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 議案第5号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第5号は、軽米町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

子ども・子育て支援法の一部改正されたことに伴いまして、所要の改正をするものでございます。法の主な改正の内容は、幼稚園、保育所等の3歳から5歳の利用料を無償化するもので、条例は法改正に準じて改正するものであり、本年10月1日からの幼稚園の保育料を無償とするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第6号 軽米町水道事業給水条例の一部を改正する条例に

ついて、水道事業所長、戸田沢光彦君。

〔水道事業所長 戸田沢光彦君登壇〕

○水道事業所長（戸田沢光彦君） 議案第6号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第6号は、軽米町水道事業給水条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

令和元年10月1日に水道法施行令が施行されることに伴い、条例第43条の2第1項の引用条例を「第4条」を「第6条」に改めるものです。また、水道法第25条の3の2が新たに追加され、指定給水装置工事事業所指定について5年間の更新が必要になったことに伴い、別表第3に指定の更新手数料2万円を新たに追加しようとするものです。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第7号 平成30年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第11号 平成30年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5件について説明を求めます。

会計管理者、小笠原亨君。

〔会計管理者 小笠原 亨君登壇〕

○会計管理者（小笠原 亨君） 議案第7号の平成30年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第11号の平成30年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5議案の提案理由についてご説明申し上げます。

平成30年度におきまして、議会の議決を賜りました予算に基づきまして事務事業を実施してまいりました。その予算の執行結果につきましては、別冊で皆様にお届けしております平成30年度軽米町一般会計、特別会計歳入歳出決算書のとおりでございます。

一般会計と特別会計の合計金額でご説明申し上げます。予算現額80億9,440万円、調定額81億1,690万9,682円、収入済額79億3,859万2,933円、支出済額76億3,369万4,000円、翌年度繰越額1億6,104万9,000円、収入支出差引額3億489万8,933円でございます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。各会計の決算概要につきましては、それぞれ担当課からご説明申し上げます。

ご審議の上、認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第7号から議案第11号までの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第7号から議案第11号まで、それぞれの会計ごとの決算の概要につ

いて説明を求めます。

議案第7号に係る平成30年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要について、総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第7号の平成30年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。お手元に配布してあります一般会計決算の概要に沿って説明させていただきます。

初めに、歳入歳出決算額につきましては、歳入総額が64億5,004万7,000円、歳出総額が61億7,124万3,000円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は2億7,880万4,000円の黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支につきましては2億7,621万8,000円の黒字となっており、平成30年度の実質収支額から平成29年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は2億723万7,000円の赤字となっておりますが、単年度収支に財政調整基金の積立金と取り崩し額を加除した実質単年度収支は3,486万8,000円の黒字となっております。

歳入決算額は、前年度と比較し8億135万円の減となっております。自主財源である町税は、固定資産税が1,167万5,000円の減となったものの、個人、法人町民税の増等により、前年度より7,114万6,000円増の9億1,510万9,000円となっております。その他の自主財源は、資料に記載のとおりでございます。

依存財源につきましては、地方交付税は27億8,380万6,000円と前年度から1億183万9,000円の減となるとともに、国庫支出金と県支出金につきましても平成28年度の台風災害に係る災害復旧に係る補助金の減等により、それぞれ4億2,090万7,000円、1億6,155万2,000円の減となっております。町債につきましては、デジタル防災行政無線整備事業等に係る緊急防災減災事業債の1億8,680万円の増等により3,610万円の増となっております。

また、歳入全体に占める自主財源比率は、前年度から0.8ポイント増の27.6%となっております。

歳出決算につきましては、2ページをごらん願います。歳出決算額は、前年度と比較して5億6,912万6,000円の減となっております。主な内容を申し上げますと、投資的経費は前年度と比較し4億8,907万6,000円減の10億6,942万6,000円となっております。災害復旧事業の6億826万2,000円の減が主な要因となっております。

歳出全体の約40%を占める人件費などの義務的経費は、臨時福祉給付金事業の

3, 408万円の減、職員給の4, 168万8, 000円の減等により、前年度と比較して7, 992万円減の24億8, 281万5, 000円となっております。

その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額の26億1, 900万2, 000円となっております。

次に、主な財政指標について申し上げます。財政構造の弾力性の指標である経常収支比率につきましては、見込みの数値ではありますが91.5%と前年度から2.8ポイント上昇となっております。

続きまして、資料の3ページをごらん願います。歳出のうち公債費等の割合を示す実質公債比率は9.6%となり、前年度から0.7ポイント上昇しております。基金残高につきましては、財政調整基金と町債減債基金、ふるさとづくり振興基金の主要3基金の合計額で18億6, 022万円となり、前年度と比較しまして2億3, 879万6, 000円の増となっております。

また、町債残高につきましては、前年度から1億8, 014万7, 000円増の77億1, 352万円となっております。

以上で平成30年度軽米町一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第8号に係る平成30年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要と議案第11号に係る平成30年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、町民生活課総括課長、川島康夫君。

〔町民生活課総括課長 川島康夫君登壇〕

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 議案第8号 平成30年度軽米町国民健康保険特別会計決算の概要についてご説明申し上げます。

お手元に配布の1枚物の資料をごらんください。国保制度改革により、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うこととなりました。このため平成29年度の決算額については、廃止となった科目があるため、縦の合計が合っておりませんので、ご了承願います。

平成29年度決算との比較で、資料左側の歳入から説明いたします。1款の国民健康保険税の決算額は2億1, 657万5, 000円で、984万3, 000円の減となっております。

4款の国庫支出金の決算額は26万2, 000円で、4億4, 707万9, 000円とほぼ皆減となっております。

5款の県支出金の決算額は8億3, 841万3, 000円で7億7, 468万8, 000円の増となっており、歳入全体の71.1%を占めています。これは、冒

頭で申しあげましたとおり、県が保険給付に必要な費用の全額を町に支払うこととされたことによります。

8 款の繰入金のうち一般会計等繰入金の決算額は 9, 826 万 8, 000 円で、7, 233 万 1, 000 円の減となりました。内訳は、資料右下記載のとおりでございます。

なお、財源不足を補うために行う法定外繰り入れはありません。歳入総額は 11 億 7, 890 万 8, 000 円となり、平成 29 年度決算と比較で 3 億 6, 767 万 7, 000 円、率にして 23.8% の減となりました。

次に、資料右側の歳出について説明いたします。2 款の保険給付費の決算額は 7 億 8, 648 万 7, 000 円で、1 億 231 万 6, 000 円、率にして 11.5% の減となっております。また、歳出全体に占める構成比は 67.8% となっております。

3 款の事業費納付金の決算額は 3 億 2, 016 万 9, 000 円で皆増となっております。歳出に占める構成比も 27.6% となっております、保険給付費に次ぐ割合を占めています。

4 款の共同事業拠出金は、平成 30 年度から高額療養費等に係る共同負担は行わないこととされたため 3 億 5, 300 万 3, 000 円の皆減となっております。

歳出総額は 11 億 5, 962 万 8, 000 円となり、平成 29 年度決算との比較で 3 億 6, 533 万 5, 000 円、率にして 24.0% の減となっております。これらの結果、歳入総額 11 億 7, 890 万 8, 000 円、歳出総額 11 億 5, 962 万 8, 000 円を差し引いた 1, 927 万 9, 000 円が実質収支額となり、次年度への繰越金となります。また、平成 30 年度末の財政調整基金の保有額は 2, 961 万円となっております。

続きまして、議案第 11 号に係る平成 30 年度軽米町後期高齢者医療特別会計決算の概要について説明申し上げます。これもお手元に配布の 1 枚物の資料をごらんください。平成 29 年度決算との比較で、資料左側の歳入から説明いたします。

1 款の後期高齢者医療保険料の決算額は 4, 954 万 1, 000 円で、平成 29 年度決算との比較で 236 万円の増となっております。

3 款の繰入金の決算額は 4, 043 万円で、6 万 8, 000 円の増。

4 款の繰越金の決算額は 40 万 4, 000 円で、34 万 2, 000 円の増。

歳入総額は 9, 044 万円となり、平成 29 年度決算との比較で 256 万円、率にして 2.9% の増となりました。

次に、資料右側の歳出について説明いたします。1 款の総務費の決算額は 349 万円で、平成 29 年度決算との比較で 16 万円の増。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は 8, 662 万円で、273 万 6,

000円の増。

3款の諸支出金の決算額は5万5,000円で、20万7,000円の減となっております。

歳出総額は9,016万5,000円となり、平成29年度決算との比較で268万9,000円、率にして3.1%の増となりました。これらの結果、歳入総額9,044万円から歳出総額9,016万5,000円を差し引いた27万5,000円が実質収支額となり、次年度への繰越金となります。

議案第8号及び議案第11号につきましてご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第9号に係る平成30年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について、地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

〔地域整備課総括課長 戸田沢光彦君登壇〕

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） 議案第9号 平成30年度軽米町下水道事業特別会計決算の概要についてご説明申し上げます。

お手元の1枚物の資料により説明させていただきます。歳入でございますけれども、第1款の分担金及び負担金は決算額45万6,000円で、前年度と比較しますと362万円の減となっております。これは、下水道受益者分担金でございます。

第2款の使用料及び手数料は決算額2,438万1,000円で、前年度と比較しますと83万3,000円の増となっております。これは、下水道使用料等でございます。

第3款の国庫支出金は決算額2,000万円で、前年度と比較しますと400万円の減となっております。社会資本整備総合交付金でございます。

第4款の繰入金は決算額8,130万円で、前年度と比較しますと1,270万円の増となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

第5款の繰越金は決算額450万5,000円で、前年度と比較しますと8万2,000円の増となっております。

第6款の諸収入は、決算額42万9,000円となっております。前年度と比較しますと31万1,000円の減となっております。これは、平成29年度消費税及び地方消費税還付金でございます。

第7款の町債でございますが、決算額2,550万円で、前年度と比較しますと250万円の減となっております。

以上、歳入の決算額は、平成29年度決算額1億5,338万7,000円に対しまして、平成30年度決算額が1億5,657万1,000円で、318万4,000円の増となっております。

歳出についてご説明申し上げます。第1款の総務費でございますが、決算額419万4,000円で、前年度と比較しますと7万3,000円の減となっております。これは、人件費等の一般管理費でございます。

第2款は公共下水道費でございますが、決算額8,966万円で、前年度と比較しますと226万2,000円の増となりました。内訳を申し上げますと、1項の公共下水道施設費は決算額2,573万3,000円で、前年度と比較しますと135万3,000円の増となっております。これは、主に処理場の施設維持管理費でございます。第2項の公共下水道整備費は決算額6,392万7,000円で、前年度と比較しますと90万9,000円の増となっております。これは、工事請負費等整備費でございます。

第3款は公債費でございますが、決算額5,812万9,000円で、前年度と比較しますと91万3,000円の増となっております。これは、下水道事業債の償還金でございます。

以上、歳出の決算額は、平成29年度決算額1億4,888万1,000円に対しまして平成30年度決算額が1億5,198万3,000円で、310万2,000円の増となっております。

以上、平成30年度軽米町下水道事業特別会計決算の概要についてご説明させていただきました。ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第10号に係る平成30年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 議案第10号の平成30年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

お手元に配布してございます1枚物の資料をごらんいただきたいと思います。歳入についてご説明申し上げます。第1款サービス収入の平成30年度決算額は3,531万8,000円となり、前年度と比較して552万7,000円の減額となりました。

第3款繰入金の決算額は2,551万1,000円となり、前年度と比較して551万1,000円の増額となっております。

第4款繰越金の決算額は175万5,000円となり、前年度と比較して16万1,000円の増額となっております。

第5款諸収入の決算額は4万4,000円となり、前年度と比較して35万4,000円の減額となりました。

これにより歳入全体の決算額は6,262万7,000円となり、前年度との比較では20万9,000円の減額となりました。

次に、歳出について説明申し上げます。第1款総務費の決算額は3,183万5,000円となり、前年度と比較して134万1,000円の増額となりました。

第2款サービス事業費の決算額は2,883万9,000円となり、前年度と比較して174万9,000円の減額となっております。

これらにより歳出全体の決算額は6,067万4,000円となり、前年度との比較では40万8,000円の減額となっております。

平成30年度歳入総額6,262万7,000円から歳出総額6,067万4,000円を差し引きました195万3,000円が実質収支額となり、翌年度への繰越金となります。

以上、議案第10号 平成30年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要についての説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第7号から議案第11号までの提案理由及び決算の概要説明が終わりました。

一般会計並びに各特別会計の決算の認定ですので、ここで代表監査委員から平成30年度決算審査の意見をお願いいたします。

代表監査委員、竹下光雄君。

〔代表監査委員 竹下光雄君登壇〕

○代表監査委員（竹下光雄君） 平成30年度軽米町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査を総括しての所感や意見を申し上げます。

平成30年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入が64億5,004万7,000円で、前年度と比較しまして8億135万円の減、歳出は61億7,124万3,000円と、前年度と比較しまして5億6,912万6,000円の減となっております。歳入歳出の差引額は2億7,880万4,000円であり、実質収支は2億7,621万8,000円の黒字でございますが、単年度収支は2億723万7,000円の赤字となりました。

次に、特別会計歳入歳出決算は、歳入が14億8,854万6,000円で、前年度と比較しまして3億6,214万1,000円の減、歳出は14億6,245万1,000円と、前年度と比較しまして3億5,995万円の減となりました。本年度から新制度に移行しました国民健康保険制度におきましては、本町の国民健康保険特別会計歳入歳出決算では、歳入が11億7,890万8,000円で、前年度と比較しまして3億6,767万7,000円の減。歳出は11億5,962万9,000円と、前年度と比較しまして3億6,533万4,000円の減となりました。一般会計からの繰入金は9,826万8,000円となっており、そのうち法定外繰り入れはございませんでした。

基金のうち主要3基金であります財政調整基金は2億4,210万5,000円増加しまして、当年度末現在高は14億9,566万6,000円、町債減債基金は333万9,000円減少しまして4,621万9,000円、ふるさとづくり振興基金は3万円増加しまして3億1,833万5,000円となっております。年度末3基金残高の合計は前年度に比べまして2億3,879万6,000円増加しております。

財政健全化につきましては、実質公債費比率が9.6%と、前年度の8.9%から0.7ポイント上昇しております。将来負担比率は78.6%と前年度の87.0%から8.4ポイント低下し、早期健全化基準から見れば、現時点での将来支払っていく負担の度合いにつきましては良好と言えると思います。これまでさまざまな行財政改革に取り組み、財政基盤の強化を行ってきたところでございますが、火葬場やかるまい交流駅（仮称）などの公共施設の建設のほか、老朽化に伴う維持修繕や少子化、人口減少対策など、新たな課題や行政需要の発生も見込まれるところでございます。将来にわたって持続的に安定した行政サービスを提供していくためにも引き続き財政の健全化に努めていただきたいと思います。

収入未済額につきましては、町税のうち一般町税は9,285万9,000円と、前年度に比較しまして82万4,000円減少しており、主に町民税で219万9,000円減少しております。国民健康保険税は7,642万円と、前年度に比較しまして565万2,000円減少しております。税外収入では539万4,000円と、前年度に比較しまして46万1,000円減少しております。不納欠損につきましては、一般町税は199万7,000円と、前年度に比較しまして25万7,000円の減少、国民健康保険税は163万3,000円と、前年度に比較しまして177万7,000円減少しております。

さきに申し上げましたとおり、収入未済額におきましては、現年度分で前年度に比較しまして165万7,000円の減少、滞納繰越分の収入未済額は前年度に比較しまして824万円の減少と全体的に減少しましたが、中には相当年数が経過しているものや長期間動きのないものがあり、それらにつきましては、適切な債権管理と計画的に適宜対処し、解消に努めていただきたいと思います。

財政事情の厳しい折、自主財源となる町税等の収納業務の環境は厳しさを増していると思われませんが、負担の公平性及び町行政に対する信頼性の観点からも引き続き収入未済額の解消と新たな発生防止についても取り組みを強化していただきたいと思います。

行財政運営につきましては、機構改革により新たな執行体制のもと進められているところでありますが、大きな混乱もなく、全体的に事務事業の執行はおおむね適正に処理されておりました。総括課長、担当課長の権限が明確になり、決裁過

程におけるチェック機能が働いていると言えます。今後の事務事業の見直しに際しましては、一方に偏ることなく、職員の配置も考慮しながら進めていただきたいと思ひます。

事業の中には、事業内容が複数の課にまたがっていることで所管課が不明瞭であったり、住民にわかりづらいものも見受けられることから、機能的で効率的な行政財政運営を目指すためにも事務事業の見直しを庁内全体で進めるとともに、時代のニーズに応じた組織の検討を進めていただきたいと思ひます。

そして、職員が取り組む業務の目的を再認識し、責任の所在を明確にすることでモチベーションを高め、限られた人材で最大の成果を発揮できる組織であり、また住民の視点から見てもわかりやすい体制の構築を望むものでござひます。

最後に、令和2年度までの期間に位置づけられている新軽米町総合発展計画は大詰めを迎えております。これまでの成果や課題を検証し、計画の実現に向けて努力していただくとともに、次期総合発展計画の策定に当たっては、将来の町のあり方について住民の意見、社会経済情勢等を十分に考慮しながら進めていただくことを要望いたしまして結びといたします。

以上をもちまして平成30年度軽米町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査における意見及び所感といたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第12号 平成30年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について、提案理由並びに決算の概要について説明を求めます。

水道事業所長、戸田沢光彦君。

〔水道事業所長 戸田沢光彦君登壇〕

○水道事業所長（戸田沢光彦君） 議案第12号 平成30年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分についての提案理由をご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度軽米町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する及び同法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものでござひます。

決算の認定について、決算書の9ページの事業報告書によりご説明申し上げます。平成30年度の水道事業の運営は、「安全な水の安定供給と健全な経営」を目標に執行し、施設の維持管理と収入の確保に努めてまいりました。建設改良工事については、老朽管更新事業及び小軽米簡易水道統合整備事業を実施いたしました。

次に、財政の状況でござひますが、収益的収支につきましては、事業収益で3億8,512万587円となりました。事業費用では3億6,847万2,621円となりました。

以上の結果、損益収支において1,067万9,968円の当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金を合算した9,443万3,021円が未処分利益剰余金

となりました。

資本的収支については、資本的収入が8,557万3,800円となり、資本的支出は2億2,676万4,688円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,119万888円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53万6,735円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額569万3,353円、過年度分損益勘定留保資金1億3,496万800円で補填したところでございます。

次に、給水の状況についてでございますが、給水戸数は2,536戸で、給水量については有収水量59万6,044立米、有収率65.7%となりました。今後も定期的な漏水調査及び修理を行い、有収率の向上に努めてまいります。

この決算書類は、決算報告書が1ページから2ページに、財務諸表が3ページから8ページ、決算の附属書類として事業報告書が9ページから14ページ、その他書類が15ページから23ページに記載されております。ご審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） ここで代表監査委員から平成30年度軽米町水道事業会計決算の審査の意見を申し上げます。

代表監査委員、竹下光雄君。

〔代表監査委員 竹下光雄君登壇〕

○代表監査委員（竹下光雄君） 平成30年度軽米町水道事業会計決算の審査を総括しての所感や意見を申し上げます。

水道事業は、清浄にして豊富かつ低廉な水を供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としておりますが、平成30年度の水道事業の運営につきましては、安全な水の安定供給と健全な経営を目標に執行し、水質事故等もなく、安全で良質な水の供給に努めたと認められるところでございます。

当年度は、前年度と比較しまして給水区域内人口は減少しておりますが、給水人口と給水戸数は増加しております。全体の有収率は65.7%で、前年度の67.5%より1.8ポイントの低下となりました。これからも定期的な漏水調査及び修理等を行い、有収率の向上に努めていただきたいと思います。

なお、未給水区域の解消につきましては、定住促進の観点からも一日も早い解消を強く要望するところですが、投資対効果あるいは優先順位等の関係で整備できないとすれば、自家水確保等への補助等、具体的な施策を講じることを希望いたします。

水道料金は、現年度分と繰越分を合わせた収入未済額は788万3,975円で、前年度713万5,374円に比較しまして74万8,601円増加しましたが、収納率につきましては95.74%と、前年度に比較し0.44ポイント上昇し

ております。引き続き収入未済額の解消と新規発生の抑制について負担の公正、公平性及び水道事業に対する信頼性の観点からも、今後とも厳正に対処していただきたいと思っております。

当年度の減債積立金と未処分利益剰余金を合わせた利益剰余金は2億5,643万3,021円となっております。当年度純利益は1,067万9,968円で、前年度の3,684万6,769円と比較しまして2,616万6,801円減少しております。

本年度におきましても、小軽米簡易水道統合整備事業や軽米上水上新井田地区配水管布設工事などが進められまして、水道施設の老朽化に伴う機能低下が解消されるとともに、安定供給の確保が計画的に図られております。今後の水道事業の運営におきましても、人口減少による給水人口や給水収益の減少や老朽化する水道施設の維持、更新など、厳しい経営環境が予想されますことから、継続して経費の節減、事業の効率化を進め、健全な財政運営に努めるとともに、町民生活の維持向上に寄与されることを要望いたしまして結びといたします。

これで平成30年度軽米町水道事業会計決算審査における意見及び所感といたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第13号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第13号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第13号は、令和元年度軽米町一般会計補正予算（第3号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,947万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億6,115万4,000円とするものです。

4ページをごらん願います。第2表の債務負担行為の補正は、農業近代化資金利子補給補助金について、新規の申し込みがあったことから、本年度分として歳出で3万8,000円を計上するとともに、来年度以降令和7年度分を債務負担行為として追加するものでございます。

5ページをごらん願います。第3表、地方債の補正は、特別養護老人ホームいちい荘整備事業支援に係る地方債について県との協議の中で社会福祉施設整備事業債から一般事業債に変更することとなったため、一般事業債2億1,000万円を追加し、社会福祉施設整備事業債2億2,400万円を廃止するとともに、町道大町下新町線に過疎対策事業債を充てるため、過疎対策事業債の限度額1,100万円を引き上げるものであります。

議案第13号につきましてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第14号 令和元年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 議案第14号について提案理由をご説明申し上げます。

議案第14号は、令和元年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,084万7,000円としようとするものです。

歳入予算では、第3款繰入金、第1項他会計繰入金の一般会計繰入金156万1,000円を減額し、第4款繰越金、第1項繰越金に前年度繰越金195万1,000円を追加するものです。

歳出予算では、第1款総務費、第1項施設管理費で職員給与費に39万円を追加するものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案14件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案14件については、委員会条例第5条第1項の規定により、平成30年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案14件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月4日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午前11時53分）